

議案第42号

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年9月6日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

利用者負担額について、負担の公平性をより高めることを目的に、階層の細分化と
高所得階層の国基準に対する割合を引き上げる必要があるため提案する。

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2表中

「

第4の2	第1階層を除き市町村民税課税世帯	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	27,000	24,000	26,500	23,500
第4の3	であって、その	77,101円以上 97,000円未満		27,000	24,000	26,500	23,500
第5	市町村民税所得割	97,000円以上 169,000円未満		37,000	29,000	36,300	28,500
第6	額の区分が次の区	169,000円以上 301,000円未満		42,500	31,000	41,700	30,400
第7	分に該当する世帯	301,000円以上 397,000円未満		46,000	33,000	45,200	32,400
第8		397,000円以上		49,500	35,000	48,600	34,400

」

を

「

第4の2A	第1階層を除き市町村民税	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	21,500	18,500	21,000	18,000
第4の	課税世帯	57,700		23,000	20,000	22,500	19,500

2 B	帯であ って、 その市	円以上 67,000 円未満					
第4の 2 C	町村民 税所得 割額の 区分が	67,000 円以上 77,101 円未満		25,000	22,000	24,500	21,500
第4の 3 A	次の区 分に該	77,101円以上 87,000円未満		27,000	24,000	26,500	23,500
第4の 3 B	当する 世帯	87,000円以上 97,000円未満		28,500	25,500	28,000	25,000
第5 A		97,000円以上 115,000円未満		31,500	27,500	30,800	27,000
第5 B		115,000円以上 133,000円未満		34,000	29,000	33,300	28,500
第5 C		133,000円以上 151,000円未満		36,500	30,500	35,800	30,000
第5 D		151,000円以上 169,000円未満		39,000	32,000	38,300	31,500
第6 A		169,000円以上 213,000円未満		42,000	34,000	41,200	33,400
第6 B		213,000円以上 257,000円未満		45,000	36,000	44,200	35,400
第6 C		257,000円以上 301,000円未満		48,000	38,000	47,200	37,400
第7		301,000円以上 397,000円未満		53,000	41,000	52,200	40,400
第8		397,000円以上		63,000	46,000	62,100	45,400

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。